

ワーケーション促進事業委託業務 仕様書

1 概要

ワーケーションは、宿泊施設を中心に、観光関連産業の平日稼働を増やし、観光需要の平準化に有効な取り組みである。

県においても、2023年度から開始した愛知県「休み方改革」プロジェクトの一環として、企業に対し、ワーケーションの導入を促進している。2024年度のワーケーション促進事業では、モデル事業の実施やワーケーション促進プランの策定支援等を実施したところである。

そこで、本年度はワーケーション客の受け入れを考える地域に対し、県がプロモーション面の支援を実施することで、ワーケーションの促進を図ることとする。

2 業務内容

(1) 支援対象地域の募集

ワーケーション客の受け入れ促進に向けた「プロモーション面での支援」を希望する地域（市町村・地域観光協会等を想定）を、県と協議の上、3地域程度選定すること。

地域の選定にあたっては、市町村・地域観光協会を対象に本事業に関する説明会を開催することなどにより、支援を希望する地域を幅広く募集すること。

また、支援対象地域の選定にあたっては、「地域が目指すワーケーションの姿」や「希望するプロモーション手法」など、選定の基準についても検討すること。

(2) プロモーションプランの策定支援

(1)にて選定した支援対象地域の関係者とミーティングを実施し、ワーケーション客の受け入れ促進に向けた、地域による「プロモーションプラン」の策定を支援すること。

策定支援にあたっては、適切な専門家を関与させ、効果的な取組内容を盛り込んだプランにするとともに、その実効性を担保すること。また、適宜、県と協議すること。

(3) プロモーションプランの実施支援

(2)にて策定した「プロモーションプラン」を踏まえた、地域による取組を支援すること。なお、取組内容は、原則、同プランによるが、県との協議により最終決定すること。

(4) 報告書の作成

(1)から(3)までの結果を取りまとめた報告書を作成すること。

3 業務スケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約関係	契約										
プロモーション プラン 策定支援 実施支援		説明 会	選定 ・ 支援								

4 成果物の提出

成果物：報告書（紙媒体2部、電子ファイル一式）

納入期限：2026年3月31日（火）

納入場所：愛知県観光コンベンション局観光振興課

5 留意事項

- (1) 各業務上で必要となる募集や各関係者へのアポイントメントは、全て受託者の責任において行うこと。
- (2) 本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て本県に移転すること。受託者は、本県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (3) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (4) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (5) 業務実施のための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱事務委託基準」を遵守しなければならない。
- (6) 本県は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の実施状況について調査し、報告を求めることができる。
- (7) 各業務に係る調整、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、宿泊費、各種データに係る経費等）は、全て委託金額に含む。
- (8) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、本県が承諾した場合はこの限りではない。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは本県と受託者が協議の上、定めることとする。

- (10) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、本業務の終了した年度の翌年度から起算して5年間、委託者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (11) 受託者は、本業務に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。